

第 4 章 計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項及び配慮書対象事業に係る環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法は、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日沖縄県条例第 77 号、最終改正平成 25 年 3 月 30 日 沖縄県条例第 15 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な事項を定めた、沖縄県環境影響評価技術指針（平成 13 年 10 月 2 日 沖縄県告示第 678 号、最終改正平成 25 年 12 月 27 日沖縄県告示第 665 号）に準拠し、以下のように設定した。

4.1 計画段階配慮事項の選定

4.1.1 事業特性及び地域特性

第 2 章と第 3 章で把握した事業特性と地域特性の概要は、以下に示すとおりである。

(1) 事業特性の概要

【工事の実施】

- ・ 事業計画においては、造成及び公園施設の設置工事が想定される。
- ・ 工事対象範囲は、主に現状で農地となっている地域であり、海岸沿いの樹林地及び海岸や海浜は基本的に保全する方針である。
- ・ 造成工事において、特に大きな地形の改変を要する施設はない。駐車場及び健康・スポーツゾーンのグラウンドは平坦地であることが求められるが、当該地域には高低差が少なく、大規模な造成は必要ない。

【施設等の存在及び供用】

- ・ 公園施設は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設及びこれらの付随する電気や機械設備からなる。
- ・ 海浜部分では、既存のサービス施設や遊歩道の改築等が想定される程度であるが、供用後はビーチ利用者の増加が想定される。

(2) 地域特性の概要

- ・ 事業実施想定区域には、果樹園施設を含み主に農地からなり、農用地区域に指定されている。
- ・ 事業実施想定区域では、海岸沿いのマツ林が保安林に指定されており、その内陸部は植林地があり、海側には隣接地の前浜から続く海浜が広く分布する。
- ・ 「自然環境の保全に関する指針」（沖縄県、平成 11 年 3 月）の評価ランクでは、事業実施想定区域及び周辺の陸域はランクⅢで、自然環境の保全を図る区域となっている。
- ・ 事業実施想定区域には、動植物の重要な種の生育や生息が確認されている。
- ・ 事業実施想定区域の隣接地では、与那覇湾を中心とする鳥獣保護区に指定されており、事業実施想定区域の西半分が鳥獣保護区にかかっている。

4.1.2 影響要因及び環境要素の抽出

配慮書対象事業の実施が重大な環境に及ぼす影響を明らかにするために、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因について、「工事の実施」、「施設等の存在及び供用」に区分し、事業特性を踏まえて、配慮書対象事業に伴う影響要因の抽出を表 4.1.2-1 のように整理した。

表 4.1.2-1 配慮書対象事業の実施に伴う影響要因の抽出

影響要因の区分	影響要因	環境要素の抽出・非抽出の理由
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成工事に伴う一時的な赤土等による水の濁りの影響が考えられるが、事業実施想定区域が島尻マーヅ地帯であり雨水等の地下浸透性が顕著なことや、赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策を講じることで、水の濁りは基準値内の処理が十分可能と考えられる。 方法書以降の手続きにおいて、具体的な環境保全措置の検討により、影響の回避・低減が可能であると考えられることから、抽出しない
	建設機械の稼働	造成及び公園施設の設置工事が想定されているが、方法書以降の手続きにおいて、工程計画の作成にあたり工事の計画段階から重機等の建設機械の稼働が集中しないような保全措置を講ずることで、影響の回避・低減が可能であると考えられることから、抽出しない
	資機材の運搬車両の走行	造成及び公園施設の設置工事が想定されているが、方法書以降の手続きにおいて、工程計画の作成にあたり工事の計画段階から資機材の運搬車両の走行が集中しないような保全措置を講ずることで、影響の回避・低減が可能であると考えられることから、抽出しない
施設等の存在及び供用	敷地の存在	園地、グラウンド、園路の整備に伴う敷地の存在があり、事業実施想定区域及び周辺環境への影響が考えられるため、抽出する
	建造物の存在	管理棟、サービス施設の整備に伴う建造物の存在があり、事業実施想定区域及び周辺環境への影響が考えられるため、抽出する
	施設の管理及び利用	管理棟、サービス施設等における管理及び利用があり、事業実施想定区域及び周辺環境への影響が考えられるため、抽出する
	利用車両の走行	公園施設の管理者及び利用者による利用車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動の影響が考えられるが、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないため、重大な環境影響のおそれないと考えられることから、抽出しない

上記のことから、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因を表 4.1.2-2 に示す。

表 4.1.2-2 配慮書対象事業の実施に伴う影響要因

影響要因の区分	影響要因
施設等の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）
	建造物の存在
	施設の管理及び利用

配慮書対象事業に伴い影響要因により影響を受ける可能性のある環境要素として、表 4. 1. 2-3 に示す沖縄県環境影響評価技術指針第 1 章の第 3 の 4 表 2 に掲げられている項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、以下のように影響を受けるおそれがある環境要素を整理した。

工事の実施については環境要因として抽出していないことから、これに係る環境要素の抽出については、表に示していない。

表 4. 1. 2-3(1) 配慮書対象事業の実施に伴う影響を受けるおそれがある環境要素の抽出

環境要素の区分	環境要素	環境要素の抽出・非抽出の理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、大気汚染物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域は大気汚染防止法の総量規制の指定地域でもないこと、事業実施想定区域付近よりも交通量が多い平良局（一般局）では環境基準を達成していること、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	騒音	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、騒音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域ではなく、騒音規制法に基づく規制地域でもないこと、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	振動	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、騒音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域は振動規制法に基づく規制地域ではないこと、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	低周波音	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないこと、事業実施想定区域周辺の公表済みの他の計画による環境の悪化のおそれはないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	悪臭	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないこと、事業実施想定区域は悪臭防止法に基づく規制地域ではないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	風害	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、風害を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないこと、事業実施想定区域周辺の公表済みの他の計画による環境の悪化のおそれはないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。

表 4.1.2-3(2) 配慮書対象事業の実施に伴う影響を受けるおそれがある環境要素の抽出

環境要素の区分	環境要素	環境要素の抽出・非抽出の理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	赤土等による水の濁り	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、赤土等による水の濁りを発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 また、事業実施想定区域及び周辺には、主要水浴場である前浜ビーチがあるが水道原水の取水地点、閉鎖性の高い水域や湖沼は存在しないこと、環境基準でより高度な類型に指定されている水域がないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	水の汚れ	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、水の汚れを発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 施設の利用に伴う水の汚れの発生が考えられるが、排水は敷地内で処理し、環境基準値を超えて敷地外に放流されることはない。 事業実施想定区域及び周辺には主要水浴場である前浜ビーチがあるが、水道原水の取水地点、閉鎖性の高い水域や湖沼は存在しないこと、環境基準でより高度な類型に指定されている水域がないこと、事業実施想定区域周辺には環境基準の未達成地域がないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	地下水の水質	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、地下を改変する計画はされてないことから、地下水の水質に著しい影響を及ぼすおそれはない。 施設の利用に伴う地下水の水質への影響が考えられるが、排水は敷地内で処理するため、環境基準値を超えて地下に浸透、敷地外に放流されることはない。 事業実施想定区域及び周辺には、水道原水の取水地点はなく、地下水の利用は農業用として畑の散水用に利用されているのみで、不透水性基盤である島尻層群泥岩の分布深度が深いため湧水も存在しないこと、工業用水及び建築物用地下水採取規制法に指定されていないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	底質	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、底質を改変する計画はされてないことから、底質に著しい影響を及ぼすおそれはない。 事業実施想定区域及び周辺には閉鎖性の高い水域や湖沼及び河川が存在しないことから、底質の堆積する場所がなく、底質の拡散が生じないため、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	水象	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、地下を改変する計画はされてないことから、水象に著しい影響を及ぼすおそれはない。 事業実施想定区域及び周辺には浸透性の高い琉球石灰岩が分布し、河川や湧水は存在しないこと、主要水浴場である前浜ビーチがあるが地下水の利用は農業用として畑の散水用に限られていること、また、公園やグラウンドなどの敷地の存在に伴い、表面流出が増えることはなく、地下水涵養量が変化し、地下水に影響を及ぼすことは考えられないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	土壌汚染	事業実施想定区域は主に農地等に利用されており、土壌汚染対策に係る指定区域ではないこと、廃棄物処分場跡地や鉱山跡地は存在しないため、人為的・自然由来の汚染地域ではないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。

表 4.1.2-3(3) 配慮書対象事業の実施に伴う影響を受けるおそれがある環境要素の抽出

環境要素の区分	環境要素	環境要素の抽出・非抽出の理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地盤沈下	事業実施想定区域には指定された急傾斜地崩壊危険箇所がないこと、琉球石灰岩を主体とする地盤で、沈下を生じさせる軟弱地盤は存在しないことから、地盤沈下のおそれは少ない。 事業実施想定区域には、施設等による地下水の揚水利用が計画されていないこと、事業実施想定区域及び周辺には相当範囲にわたる地盤沈下は観測されていないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	地形・地質	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、地形を大きく改変する造成は計画されていないことから、地形・地質に著しい影響を及ぼすおそれは小さい。 事業実施想定区域内には名勝や天然記念物等に指定される重要な地形・地質は存在しないこと、県条例による重要な地形・地質は存在しないこと、海岸には砂丘や美しい砂浜が存在するが、既存施設の改築に留まることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	電波障害	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、電波障害を発生させる大規模な仮設構造物及び建築物は計画されていないことから、電波障害を及ぼすおそれは小さい。 事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないが、リゾートホテルが存在するものの、事業実施想定区域周辺の公表済みの他の計画による環境の悪化のおそれはないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	日照障害	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、日照障害を発生させる大規模な仮設構造物及び大規模な建築物は計画されていないことから、日照障害を及ぼすおそれは小さい。 事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないが、リゾートホテルが存在するものの、事業実施想定区域周辺の公表済みの他の計画による環境の悪化のおそれはないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物 (植物、動物)	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備に伴う施設等の存在及び供用によって、陸域生物の重要な種や生育・生息環境への影響が考えられるため、環境要素として抽出する。
	海域生物	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の陸域の整備がほとんどであり、一方で自然海浜を含む海域に隣接しているが、海域の改変は行わないことから、海域環境への影響は小さいと考えられる。 施設等の排水は事業実施想定区域内で処理し環境基準値を超えて事業実施想定区域外に放流しないため、海域への排水による影響は小さいことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	生態系	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備に伴う施設等の存在及び供用によって、生態系保全上重要な自然環境、生態系の機能への影響が考えられるため、環境要素として抽出する。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備に伴う敷地の存在と構造物の存在によって、景観資源、主要な眺望地点からの眺望景観への影響が考えられるため、環境要素として抽出する。
	人と自然との触れ合い活動の場	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備に伴う施設等の存在及び供用によって、主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響が考えられるため、環境要素として抽出する。
	歴史的・文化的環境	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備に伴う施設等の存在及び供用によって、歴史的・文化的環境への影響が考えられるため、環境要素として抽出する。

表 4.1.2-3(4) 配慮書対象事業の実施に伴う影響を受けるおそれがある環境要素の抽出

環境要素の区分	環境要素	環境要素の抽出・非抽出の理由
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、大量に廃棄物等を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないが、リゾートホテルが存在するものの、事業実施想定区域周辺の公表済みの他の計画による環境の悪化のおそれはないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。
	温室効果ガス等	事業計画は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設の整備であり、大量に温室効果ガス等を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設の立地はない。 事業実施想定区域付近には学校、病院、福祉施設は存在しないが、リゾートホテルが存在するものの、事業実施想定区域周辺の公表済みの他の計画による環境の悪化のおそれはないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、環境要素として抽出しない。

上記の理由から、影響を受けるおそれがある環境要素を表 4.1.2-4 に示す。

表 4.1.2-4 配慮書対象事業の実施に伴う影響を受けるおそれがある環境要素

環境要素の区分	環境要素
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物（植物、動物）、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境

4.1.3 計画段階配慮事項の選定

本事業に伴う影響要因と、当該影響要因による影響を受ける可能性を検討すべき環境要素との関連について、沖縄県環境影響評価技術指針の別表 12 スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設又は変更の事業に係る影響要因と環境要素との関連（平成 13 年 10 月 2 日（告示第 678 号））に基づいて抽出・整理したのち、本事業の事業特性と事業実施想定区域の地域特性を勘案して、重大な影響のおそれのある環境要素を計画段階配慮事項として選定した。その結果を表 4.1.3 に示す。

表 4.1.3 計画段階環境配慮事項の選定

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施			施設等の存在及び供用			
			一時的な影響 造成等の施工による	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の 走行	敷地の存在 (土地の改変)	構造物の存在	施設等の管理及び利用	利用車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		—	—				—
		騒音		—	—				—
		振動		—	—				—
		低周波音							
		悪臭							
		風害							
	水環境	赤土等による水の濁り	—			—			
		水の汚れ						—	
		地下水の水質							
		底質							
		水象				—			
	土壌に係る環境	土壌汚染							
		地盤沈下							
		地形・地質				—			
	その他	電波障害							
		日照障害							
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物	—			○		◎		
	海域生物								
	生態系	—			○		◎		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観				○	○			
	人と自然との触れ合い活動の場	—		—	○	○	◎		
	歴史的・文化的環境	—		—	○				
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	—					—		
	温室効果ガス等								

注 1) 沖縄県環境影響評価技術指針の別表 12 スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設又は変更の事業に係る影響要因と環境要素との関連（平成 13 年 10 月 2 日（告示第 678 号））において、関係があるとされた項目には“○”もしくは“—”を付した。事業特性等から判断して選定した項目には“◎”を付した。

注 2) “○”は重大な環境影響のおそれがあることから計画段階環境配慮事項として選定した項目、“—”は重大な環境影響のおそれがないことから計画段階環境配慮事項として選定しなかった項目を表し、その理由は環境要素ごとに表 4.1.4 に示す。

注 3) 網掛けの部分は、個々の環境要素に対する重大な影響の可能性を検討した結果、表 4.1.4 に示す理由により計画段階環境配慮事項が選定されなかった影響要因である。

4.1.4 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階環境配慮事項として、選定した理由を表 4.1.4 に示す。

表 4.1.4(1) 計画段階環境配慮事項として選定した理由

環境要素の区分	影響要因の区分	計画段階環境配慮事項を選定した理由
陸域生物 (植物、動物)	施設等の存在及び供用 敷地の存在、施設等の管理及び利用	事業実施想定区域及び周辺の大部分は、耕作地、植林、路傍、雑草群落で占められるが、自然度の高い植生も海岸に一部存在し、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックの掲載種が存在する。 敷地の存在（土地の改変）及び施設等の管理及び利用により、重要な動植物種の分布、植生の分布及び動植物の生育・生息環境の縮小・消失、また生育・生息環境が変化することによる影響が考えられる。 以上のように、重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階環境配慮事項として選定した。
生態系	施設等の存在及び供用 敷地の存在、施設等の管理及び利用	事業実施想定区域及び周辺の大部分は畑・雑草群落で占められるが、海岸には砂丘植生、モクマオウ群落が広がり、内陸部にはハドノキ-ウラジロエノキ群団、ギンネム群落が分布する。事業実施想定区域及び周辺には環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックの掲載種が存在し、貴重な植物群落として前浜の植物群落が指定されている。これらの植物群落を生息場とする動物として、国指定天然記念物に選定されているキシノウエトカゲをはじめとした動物群の生息が考えられる。また、事業実施想定区域と前面の海域とを往き来するオカヤドカリ類や、砂浜域を産卵場とするウミガメ類の利用が考えられる。 敷地の存在（土地の改変）及び施設等の管理及び利用により、生態系保全上重要な自然環境及び生態系の機能（生物の移動経路）が変化することによる影響が考えられる。 以上のように、重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階環境配慮事項として選定した。
景観	施設等の存在及び供用 敷地の存在、構造物の存在	事業実施想定区域及び周辺は、自然公園、国定公園及び都道府県立自然公園の指定は受けていないが、事業実施想定区域は宮古島市景観計画において海岸地域景観ゾーンに含まれ、砂浜及び琉球石灰岩の地形は重要な景観資源となっている。 敷地の存在や構造物の存在により、景観資源、主要な眺望点からの眺望景観が変化することによる影響が考えられる。 以上のように、重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階環境配慮事項として選定した。
人と自然との 触れ合い 活動の場	施設等の存在及び供用 敷地の存在、構造物の存在、施設等の管理及び利用	事業実施想定区域及び周辺は自然公園、国定公園及び都道府県立自然公園の指定は受けていないが、事業実施想定区域内はビーチや散策道など地域の主要な人と自然との触れ合い活動の場が存在している。 敷地（土地の改変）の存在や構造物の存在及び施設等の管理及び利用により、人と自然との触れ合い活動の場の利用環境や快適性が変化することによる影響が考えられる。 以上のように、重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階環境配慮事項として選定した。
歴史的・ 文化的環境	施設等の存在及び供用 敷地の存在	事業実施想定区域及び周辺は自然公園、国定公園及び都道府県立自然公園の指定は受けていないが、事業実施想定区域内には拝所があり、事業実施想定区域周辺にも拝所や御嶽があり、伝統的な行事・祭礼の場として利用されている。 敷地（土地の改変）の存在により、拝所や御嶽（伝統的な行事・祭礼の場）に及ぼす影響が考えられる。 以上のように、重大な環境影響のおそれがあることから、計画段階環境配慮事項として選定した。

4.2 調査、予測及び評価の手法

4.2.1 計画段階環境配慮事項の調査、予測及び評価の手法

前述の 4.1.4 で計画段階環境配慮事項について、調査、予測及び評価の手法は表 4.2.1 に示すとおりである。

表 4.2.1(1) 計画段階環境配慮事項の調査、予測及び評価の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	陸域植物	<p>敷地の存在（土地の改変）、施設等の管理及び利用</p> <p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な植物種の分布状況 ・植生の分布状況 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・文献調査 ・聞き取り調査 <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の環境情報が現地調査、文献調査及び聞き取り調査の整理で、環境影響の重大性について把握できると考えられる</p>	<p>【予測手法】</p> <p>調査結果と各案との重ね合わせによる重要な植物種の分布状況の変化、植生の分布状況の変化を予測する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>各案との重ね合わせにより、重要な植物種の分布状況の変化、植生の分布状況の変化が予測できると考えられる</p>	<p>【評価手法】</p> <p>各案において、環境影響の程度を整理し比較を行い、環境影響の回避又は低減等について評価する</p> <p>沖縄県で策定されている自然環境の保全指針の目標等との整合性を評価する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>施設等配置に違いを持たせた各案で評価できると考えられる</p>
	陸域動物	<p>敷地の存在（土地の改変）、施設等の管理及び利用</p> <p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な動物種の分布状況 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・文献調査 ・聞き取り調査 <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の環境情報が現地調査、文献調査及び聞き取り調査の整理で、環境影響の重大性について把握できると考えられる</p>	<p>【予測手法】</p> <p>調査結果と各案との重ね合わせによる重要な動物種の生息環境及び分布状況の変化を予測する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>各案との重ね合わせにより、重要な動物種の生息環境及び分布状況の変化が予測できると考えられる</p>	<p>【評価手法】</p> <p>各案において、環境影響の程度を整理し比較を行い、環境影響の回避又は低減等について評価する</p> <p>沖縄県で策定されている自然環境の保全指針の目標等との整合性を評価する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>施設等配置に違いを持たせた各案で評価できると考えられる</p>
	生態系	<p>敷地の存在（土地の改変）、施設等の管理及び利用</p> <p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保全上重要な自然環境 ・生態系の機能 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・文献調査 <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の環境情報が現地調査及び文献調査の整理で、環境影響の重大性について把握できると考えられる</p>	<p>【予測手法】</p> <p>調査結果と各案との重ね合わせによる生態系の保全上重要な自然環境の変化、生物の移動経路等の変化を予測する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>各案との重ね合わせにより、生態系の保全上重要な自然環境の変化、生物の移動経路等の変化が予測できると考えられる</p>	<p>【評価手法】</p> <p>各案において、環境影響の程度を整理し比較を行い、環境影響の回避又は低減等について評価する</p> <p>沖縄県で策定されている自然環境の保全指針の目標等との整合性を評価する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>施設等配置に違いを持たせた各案で評価できると考えられる</p>

表 4.2.1(2) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観 敷地の存在（土地の改変）、 構造物の存在	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の状況 ・主要な眺望点及び眺望景観の状況 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・文献調査 <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の環境情報が現地調査及び文献調査の整理で、環境影響の重大性について把握できると考えられる</p>	<p>【予測手法】</p> <p>植生調査結果と各案との重ね合わせによる景観資源の状況及び主要な眺望点から眺望景観の変化を予測する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>各案との重ね合わせにより、景観資源の状況及び主要な眺望点から眺望景観の変化が予測できると考えられる</p>	<p>【評価手法】</p> <p>各案において環境影響の程度を整理し比較を行い、環境影響の回避又は低減等について評価する</p> <p>沖縄県景観形成基本計画や宮古島市景観計画で目標等との整合性を評価する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>施設等配置に違いを持たせた各案で評価できると考えられる</p>
	人と自然との触れ合い活動の場 敷地の存在（土地の改変）、 構造物の存在、 施設等の管理及び利用	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合い活動の場の状況 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・文献調査 ・聞き取り調査 <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の環境情報が現地調査、文献調査及び聞き取りの整理で、環境影響の重大性について把握できると考えられる</p>	<p>【予測手法】</p> <p>調査結果と各案との重ね合わせによる人と自然との触れ合いの場の変化を予測する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>各案との重ね合わせにより、人と自然との触れ合い活動の場の変化が予測できると考えられる</p>	<p>【評価手法】</p> <p>各案において、環境影響の程度を整理し比較を行い、環境影響の回避又は低減等について評価する</p> <p>第2次沖縄県環境基本計画で目標等との整合性を評価する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>施設等配置に違いを持たせた各案で評価できると考えられる</p>
	歴史的・文化的環境 敷地の存在（土地の改変）	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的資源の状況 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・文献調査 <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の環境情報が現地調査及び文献調査の整理で、環境影響の重大性について把握できると考えられる</p>	<p>【予測手法】</p> <p>調査結果と各案との重ね合わせによる歴史的・文化的環境の直接的改変、利用環境の変化を予測する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>各案との重ね合わせにより、歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化が予測できると考えられる</p>	<p>【評価手法】</p> <p>各案において環境影響の程度を整理し比較を行い、環境影響の回避又は低減等について評価する</p> <p>第2次沖縄県環境基本計画、第1次宮古島市総合計画で目標等との整合性を評価する</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>施設等配置に違いを持たせた各案で評価できると考えられる</p>

なお、観光農園（熱帯果樹園まいばり）については、現段階ではその存続が未定であるため、存続する場合及び存続しない場合の生物への影響が不明確である。よって、「人と自然との触れ合い活動の場」の項においてのみ、取り扱うものとする。

また、事業実施想定区域及び周辺において、希少動植物及び公園の整備法等に関する有識者の助言等については巻末の資料編に整理した。

4.2.2 計画段階環境配慮事項の調査地域及び予測地域

計画段階環境配慮事項の調査地域及び予測地域を図 4.2.2 に示す。



図 4.2.2 計画段階環境配慮事項の調査地域及び予測地域

計画段階環境配慮事項について、陸域植物、陸域動物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境における調査地域及び予測地域は、土地利用の状況、植生の分布状況及び動植物の生育・生息環境の観点から図に示すとおりである。また、景観の調査地域及び予測地域は、主要な視点場から事業実施想定区域を視認できる距離の範囲とした。

第5章以降に計画段階環境配慮事項ごとに、調査地域及び予測地域を示すものとする。